

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第5回本部員会議 議事要旨

日 時 令和2年3月31日（火）午後2時4分～午後2時20分
場 所 県庁3階 災害対策室
出席者 知事（本部長）、副知事（副本部長）、各部局長等（各本部員等）

1 開会

知事あいさつ

本日、本県1例目となる新型コロナウイルスの感染者が、米沢市内で確認されました。

東京や大阪など都市部を中心に、感染経路が不明な感染者が急速に増加している状況であることから、本県内でいつ、感染者が確認されてもおかしくない状態であると考えていたところでした。いざ発生した時のために体制をしっかりと整えてまいりました。本日、初めての感染者が確認されたことで、フェーズが一段上がったと考えております。

今後、正確な情報を県民の皆様提供するとともに、この対策本部では、これまで以上に連携を強化し、感染拡大を抑えるため、適切な対応をとっていくことが何よりも重要であります。

この会議では、今後さらに感染が拡大することを防ぐために、この度の感染者の状況確認と今後の対応について、緊急に協議したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

2 協議

（1）県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例について

- 医療統括監から、**資料1**により、県内における新型コロナウイルス感染症の確認事例（第1例）について報告した。
また、**資料1**について、「1感染者の概要」の「現在の病状」で「医療機関に入院中」を「居住地である神奈川県の医療機関への入院を含め調整中」と修正があった。
- 質問等なし。

(2) 国内外の発生状況等について

- 防災くらし安心部長から、**資料2-1**により、新型コロナウイルス感染症の状況と対応について報告した。
また、**資料2-2**及び**資料2-3**により、令和2年3月28日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」の概要について説明した。
- 質問等なし。

(3) その他

- 総務部長から、県職員の感染防止の措置として、県職員の人事異動等に関する取扱について、以下の4点を報告した。(資料なし)
 - 1 県外から県内へ異動する職員について
山形県内に戻ってから14日を経過するまでの間は在宅勤務とする。
 - 2 新規採用職員について
山形県内に戻ってから14日を経過するまでの間は在宅勤務とする。
 - 3 宮城県から通勤している職員について
当面の措置として、公共交通機関を利用している職員は時差出勤とする。
 - 4 県外事務所における勤務体制について
当面の間、必要な最低限の職員以外は在宅勤務とする。

知事指示事項

それでは、私から4点指示をいたします。

- 濃厚接触者の確認など、積極的疫学調査をしっかりと行い、事実関係の把握に努めるとともに、把握した情報を部局間で共有し、感染拡大防止に努めてください。
- 今回の事例のように、県外からの参加者が含まれる事業については、こまめに参加者の健康状態を確認するなどの感染予防策を徹底するよう周知してください。
- 県民の皆様に対して、正確な情報の提供を適時適切に行い、県民の不安解消及び県内での感染防止に確実に取り組んでください。

- 県民の皆様には、今回の事案について、過剰に反応することのないようお願いします。また、気を緩めることなく、感染予防策を徹底するとともに、不要不急の他県との往来を控えるなど慎重な対応をお願いいたします。このことをしっかり周知してください。

3 閉会（午後2時20分終了）